

稲城市告示第86号

稲城市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次のとおり市道の路線を廃止したので、同条第3項において準用する同法第9条の規定により、その旨を公示する。なお、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条の2第2項本文の図面は、この告示の日から2週間、稲城市役所都市建設部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月3日

稲城市長 高橋 勝浩

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
市道 826 号線	若葉台一丁目 15 番 11 地先	若葉台一丁目 16 番 3 地先	—